

子吉川地域森林計画変更計画書

(子吉川森林計画区)

計画期間

自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 38 年 3 月 31 日

(平成 28 年 12 月変更)

秋 田 県

変更事項及び理由

1 計画の対象とする森林の区域

- ・森林の区域の異動により市町村別の森林面積に増減があるため、森林資源の適正な把握のため地域森林計画対象森林を変更

2 森林の整備に関する事項

○人工造林に関する指針

- ・人工造林を行うことが適当である森林の記載の追加変更

○人工造林の標準的な方法のうち、植付け方法

- ・コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について追加変更

○木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 施業の方法に関する指針

- ・植栽による確実な更新・保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する旨を追加変更

○委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- ・県産材供給に向けた森林認証に関する事項を追加変更
- ・都市と山村の交流の推進、林業や木材産業への就業機会の創出及び森林資源の利活用等、森林施業の合理化について追加変更

3 鳥獣害の防止に関する事項

- ・鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針を追加

目 次

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
	(1) 森林の整備及び保全の目標	2
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	2
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	2
2	その他必要な事項	2
第3	森林の整備に関する事項	2
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	2
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	2
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	2
	(3) その他必要な事項	2
2	造林に関する事項	2
	(1) 人工造林に関する指針	2
	(2) 天然更新に関する指針	3
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	3
	(4) その他必要な事項	3
3	間伐及び保育に関する事項	3
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	3
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	3
	(3) その他必要な事項	3
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	4
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	4
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	4
	(3) その他必要な事項	4
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	4
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	4

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	4
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	4
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	5
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	5
(6) その他必要な事項	5
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	5
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	5
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	5
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	5
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	5
(5) その他必要な事項	6
第4 森林の保全に関する事項	6
1 森林の土地の保全に関する事項	6
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	6
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	6
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	6
(4) その他必要な事項	6
2 保安施設に関する事項	6
(1) 保安林の整備に関する方針	6
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	6
(3) 治山事業の実施に関する方針	7
(4) 特定保安林の整備に関する事項	7
(5) その他必要な事項	7

3	鳥獣害の防止に関する事項	7
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	7
	(2) その他必要な事項	7
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	8
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	8
	(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	8
	(3) 林野火災の予防の方針	8
	(4) その他必要な事項	8
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	8
1	保健機能森林の区域の基準	8
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	8
	(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	8
	(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	8
	(3) その他必要な事項	8
第6	計画量等	8
1	間伐立木材積とその他の伐採立木材積	8
2	間伐面積	8
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	8
4	林道の開設又は拡張に関する計画	9
	(1) 市町村別内訳表	9
	(2) 箇所別内訳表	9
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	9
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	9
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	9
	(3) 実施すべき治山事業の数量	9
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	9

第7	その他必要な事項	9
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
	法	9
(1)	制限林の施業方法	9
(2)	森林の保護及び管理	9
2	その他必要な事項	9
(1)	水と緑の条例に関する事項	9

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

区 分		面 積 (ha)	備 考	
総 数		81,590	()内は	
市 町 村 別 内 訳	市町村名		旧市町村名	
	由利本荘市	(本 荘 市)	10,281	
		(矢 島 町)	6,734	
		(岩 城 町)	7,824	
		(由 利 町)	6,237	
		(西 目 町)	2,083	
		(鳥 海 町)	15,170	
		(東 由 利 町)	9,834	
		(大 内 町)	12,022	
	合計	70,185		
	にかほ市	(仁 賀 保 町)	4,156	
		(金 浦 町)	509	
		(象 潟 町)	6,740	
		合計	11,405	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。
 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

変更なし

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

変更なし

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

変更なし

2 その他必要な事項

変更なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

変更なし

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

変更なし

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

変更なし

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

変更なし

b 植付け方法

人工造林は、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する適地適木を基本とし、植栽時期は春又は秋植えとするとともに、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

変更なし

(2) 天然更新に関する指針

変更なし

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

変更なし

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

変更なし

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

変更なし

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

変更なし

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

変更なし

イ 施業の方法に関する指針

変更なし

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

変更なし

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することとします。また、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

(3) その他必要な事項

変更なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

変更なし

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

変更なし

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

変更なし

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

変更なし

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

変更なし

(6) その他必要な事項

変更なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

変更なし

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

変更なし

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

変更なし

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

森林所有者、素材生産者等の関係者が一体となって需要見込みに応じた計画的な素材生産、需要者ニーズに応じた原木の集荷・仕分けの効率化を進めるとともに、関係者に対する地域材利用に関する情報発信・提供による取引先とのネットワーク強化や、効率的な供給体制を整備するものとします。

また、木材・木製品の高付加価値化を図るとともに、流通・加工コストの低減や供給ロット拡大を通じ、需要者ニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制整備を図るものとします。

一方、木材の利用促進については、住宅や公共建築物への製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業においても間伐材を中心とした木質資材の活用を推進するものとします。

加えて、モニタリング・プロセスの基準、指標に基づき、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取り組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取り組みを進めることとします。

(5) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進します。また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等、森林の施業の合理化を進めることとします。

さらに、林業や木材産業への就業機会の確保、定着を図るため、就業希望者を対象とした技能、技術の取得のための研修会等を実施するなど、公益財団法人秋田県林業労働対策基金等の林業関係団体と連携し、新規就労の円滑化を図るものとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して次のとおり定めます。

ア 市町村別面積

単位:ha

区分	面積	留意すべき事項
総数	19,566	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとする。 2. その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとする。
由利本荘市	14,562	
にかほ市	5,005	

注) 森林の地区は参考資料2(5)の制限林の種類別面積と同一です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

変更なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

変更なし

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

変更なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

変更なし

(4) 特定保安林の整備に関する事項

変更なし

(5) その他必要な事項

変更なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法」に関する方針は次のとおりとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害のある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林等、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき区域を定め、鳥獣害対策を推進することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることに努めることとします。

特に、ニホンジカは各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関等で情報収集と共有化を図ることとしています。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

変更なし

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、防護柵の設置等の防除対策や野生鳥獣との共存に配慮した森林整備及び保全等を図ることとします。

(3) 林野火災の予防の方針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

変更なし

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

変更なし

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

第6 計画量等

1 伐採立木材積

変更なし

2 間伐面積

変更なし

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

変更なし

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

変更なし

(2) 箇所別内訳表

変更なし

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

変更なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

変更なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

変更なし

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

変更なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

変更なし

2 その他必要な事項

変更なし

